出席停止期間の基準

山市庁正朔间の至平		
	感染症	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱	
	ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア	治癒するまで
	重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1)	
	※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	
第 2 種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌性物質製剤による
		治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、
		かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶたになる)するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により校医等において感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス	
	パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑	病状により校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	
	その他の感染症	